

6 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解を、表 6.1(1)～(6)に示す。

表 6.1(1) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。	方法書に対する愛知県知事の意見を十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果と環境保全措置の検討結果を踏まえ、準備書を作成しました。
1 全般的事項	
(1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。	環境の保全に関する最新の知見を考慮し、利用可能な最善の技術を積極的に導入することにより、より一層の環境影響の低減に努めてまいります。
(2) 西知多医療厚生組合は、廃棄物の更なる排出抑制を構成市に働きかけた上で、ごみ処理施設の処理能力については、適切な能力とすること。	組合構成市である東海市及び知多市では、それぞれごみ処理基本計画を策定し、廃棄物の更なる排出抑制に向けた取組を進めています。 また、組合では、両市のごみ減量の状況や近年のごみ処理施設の一般的な性能を踏まえ、災害廃棄物の処理方法及びごみ焼却施設の処理能力を見直したことにより、方法書において設定していた処理能力 200t/日を、準備書では 185t/日としました。見直しの経緯については、第 2 章に記載しました。
(3) 新たなごみ処理施設の処理方式については、3通りの案の中から詳細な比較検討を行い決定するとしているが、比較検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。 なお、準備書作成までに処理方式が決定していない場合には、処理方式ごとに排出ガス等の諸元を適切に設定の上、予測及び評価を行うこと。	処理方式については、組合が「ごみ処理施設整備基本計画」を策定する過程で、学識経験者をアドバイザーとする検討委員会を設置し、3つの処理方式を対象として、適性評価を実施しました。 その結果、最終生成物の受入先確保、CO₂排出量、エネルギー回収量の評価項目において明らかな優位性が認められたことから、処理方式には「ストーカ式焼却炉」を採用することとしました。評価の経緯及び内容については、第 2 章に記載しました。

表 6.1(2) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
(4) 事業実施区域内の既存のごみ処理施設等について、本事業の一部として、解体又は撤去が行われることとなった場合には、その影響を適切に把握するよう調査、予測及び評価を行うこと。	事業実施区域内の既存のごみ処理施設を稼働しながら新たなごみ処理施設の建設を行います。また、知多市では、既存のごみ処理施設の工場棟の停止後の取扱いは未定であり、本事業の一部として解体又は撤去を行う予定はありません。 既存のごみ処理施設の管理棟等については、解体及び撤去を行いますので、その影響については、調査、予測及び評価を実施しました。
(5) 新施設建設計画箇所は、既存施設及び緩衝緑地帯の存在により面積の制約を受け、工事用車両及び廃棄物運搬車両の渋滞が考えられることから、周辺環境に配慮するため、これら車両の動線計画を踏まえた施設配置計画を検討すること。	新施設の建設に当たっては、工事用車両及び廃棄物運搬車両の動線計画を踏まえた施設配置計画を検討し、新施設の稼働に当たっては、施設の適切な運用や廃棄物の受入れ体制の工夫により、車両の渋滞対策を含む周辺環境への配慮に努めます。
(6) 調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。	調査地点及び予測地点については、現地での状況を踏まえ、設定理由を簡潔に記載しました。
(7) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	現地調査を実施する中で新たに確認された土壌及び地下水の汚染、希少猛禽類の存在を踏まえ、追加の調査を実施するなどして、適切に調査、予測、評価を行いました。

表 6.1(3) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
2 大気質、騒音、振動、悪臭	
(1) 事業実施区域周辺の一般環境大気質の調査地点については、学校等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況を踏まえ、適切に設定すること。	事業実施区域周辺の一般環境大気質の調査地点については、学校等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況を踏まえ、それらの施設の付近において、調査に適した地点を設定しました。
(2) 道路沿道の環境に十分配慮した廃棄物運搬車両の運行計画を作成するよう構成市に働きかけること。 また、道路沿道の大気質、騒音及び振動の予測及び評価に当たっては、主要な交通ルートにおける交通の状況を踏まえ、適切な調査地点及び予測地点を設定すること。	道路沿道の環境に十分配慮した廃棄物運搬車両の運行計画を作成するよう構成市に働きかけます。 また、道路沿道の大気質、騒音及び振動の予測及び評価に当たっては、主要な交通ルートにおける交通の状況を踏まえ、廃棄物運搬車両が主に通行することとなる調査地点及び予測地点を設定しました。
(3) 微小粒子状物質については、現地調査により地域の状況を把握するとしているが、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、環境影響評価項目に追加して、予測及び評価を行うこと。	現地調査により微小粒子状物質の状況を把握しました。準備書の作成段階までに予測手法が確立されなかったため、予測及び評価は行いませんでした。
(4) 水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）が公布され、廃棄物焼却設備から大気中への水銀の排出が今後規制されることから、ごみの分別の徹底等による水銀の混入防止など可能な限りの水銀の排出抑制に努めること。	平成 30 年 4 月 1 日の大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、廃棄物焼却炉から大気中への水銀等の排出が規制されたことを踏まえ、組合では、水銀の排出規制基準を満たす施設整備計画を進めるとともに、両市では、市民に対してごみの更なる分別の徹底と水銀使用廃製品の適正な処分を促すことで、可燃ごみへの水銀の混入防止を図り、大気中への水銀の排出抑制に努めてまいります。
(5) 悪臭の現地調査については、夏季の平日に 1 日 1 回行うとしているが、既存のごみ処理施設の稼働状況や気象条件を踏まえ、適切な時期及び時間帯において実施すること。	悪臭の現地調査については、方法書において、夏季の平日に 1 日 1 回行うとしていたが、夏季に加えて、市街地方向への風向となる北西風が卓越する冬季においても、平日に 1 日 1 回実施しました。

表 6.1(4) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
3 土壌	
掘削・盛土等の土工に係る土壌環境の現地調査について、掘削が想定される深度等を考慮して、調査深度を適切に設定すること。	土壌環境の現地調査について、調査地点の表層部に加え、新施設のごみピットの掘削が想定される深度等を考慮して、調査深度を地下 10m 付近にも設定しました。 なお、現地調査を実施する中で、土壌の汚染が判明したため、汚染の拡散の防止のための応急の措置（立入禁止措置、不透水シートの敷設）を実施するとともに、別途実施した調査の結果を踏まえて公表し、地下水質への影響を監視するために、定期的な地下水モニタリングを実施しています。
4 地下水の状況及び地下水質	
地下水の水位及び水質については、事業実施区域における地盤や地下水の状況を把握し、複数の地点で調査を実施すること。	方法書では 1 か所の地点としていましたが、事業実施区域における地盤や地下水の状況を、よりの確に把握するため、2 か所の地点で調査を実施しました。 なお、現地調査を実施する中で、地下水の汚染が判明したため、別途実施した調査の結果を踏まえて公表し、地下水質の状況を監視するために、定期的な地下水モニタリングを実施しています。

表 6.1(5) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
5 動物、植物、生態系	
(1) 哺乳類の生息状況を的確に把握するため、哺乳類の調査については、進入路を横断して緑地帯を移動する哺乳類についても把握できる適切な地点において、自動撮影調査を 24 時間実施すること。	哺乳類の調査では、施設への進入路を横断して緑地帯を移動する哺乳類についても把握するため、緑地帯内の進入路付近を撮影範囲とする自動撮影調査を、四季に各 24 時間実施しました。
(2) 知多半島の生態系ネットワークの形成に配慮した事業計画を検討すること。	緑地、植栽等を適切に維持管理するとともに、知多半島の生態系ネットワークの形成に配慮して、生きものの生息・生育空間の適切な配置、つながりを確保することができるよう事業を進めてまいります。
(3) 現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導、助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。	現地調査及び追加調査において、重要な種として動物 12 種が事業実施区域及び周辺で確認されました。 当初の現地調査で確認されたハヤブサについては、特に重要な種と考えられたため、専門家の指導、助言を得た上で、追加で営巣期の調査を実施しました。 これらの調査結果をもとに、既存の文献等も踏まえて、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行いました。
6 人と自然との触れ合いの活動の場	
事業実施区域近傍には、人と自然との触れ合いの活動の場である知多運動公園が存在することから、環境影響評価を行うこと。	事業実施区域近傍にある知多運動公園において、人と自然との触れ合いの活動の場としての利用状況の調査を、四季に各 1 回実施し、予測及び評価を行いました。

表 6.1(6) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
7 温室効果ガス等	
ごみ処理施設から発生するエネルギーの有効利用を行い、温室効果ガス等の低減に努め、適切に予測及び評価を行うこと。	組合では、新しいごみ処理施設整備の基本方針として「ごみの焼却により発生するエネルギーを効率よく回収できる施設」を掲げています。 また、エネルギーの利活用の方法について、組合が「ごみ処理施設整備基本計画」を策定する過程で、学識経験者をアドバイザーとする検討委員会を設置して検討した結果、電気エネルギーによる利活用を行うために、積極的に発電を行うことを基本的な方向性としています。 その電気エネルギーは、施設内の設備のほか、両市が共同で建設する健康増進施設において有効利用する予定です。 この方策を基に、温室効果ガス等の予測及び評価を実施し、準備書にわかりやすく記載しました。
8 その他	
準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書となる可能性があることから、その作成に当たっては、わかりやすく簡潔なものとなるよう配慮するとともに、使用する用紙等についても環境に十分配慮したものとすること。 また、インターネットを含む準備書の公表に当たっては、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。	準備書及びその要約書の作成に当たっては、平易で簡潔な表現や図表を用いて、わかりやすい図書とするよう配慮し、方法書と同じ内容の部分についても、記述を見直しました。 準備書等で使用する用紙は、必要最低限の数量とし、森林の保全と適切な管理に配慮して認証を受けている F S C 認証紙を使用するなど、環境への配慮に努めました。 また、インターネットを含む準備書の公表に当たっては、愛知県公報で縦覧の実施についての公告を行うほか、両市及び組合の広報紙やホームページ等で周知します。縦覧内容については、公開期間や印刷の設定に配慮し、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めます。